



八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立
校長名 橋本 哲



令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、教育基本法及びその他の関連法規に基づき、東京都や八王子市教育委員会の教育目標と地域・家庭の人々の願いを踏まえ、心豊かにたくましく生きる子どもを育てる学校づくりをすすめる、知性・感性・倫理観・体力・コミュニケーション能力などの豊かな人間性を備えた児童の育成を図る。以下にめざす子ども像を設定する。

- ◎ すすんで学び合う子ども ～自主的・意欲的に学び合い、自ら判断して、実践できる子ども～
- 思いやりのある子ども ～自分を大切にし、みんなを大切にできる子ども～
- たくましく生きる子ども ～強い意志と丈夫な体を持ち、すすんで行動できる子ども～

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ① 思考力、判断力、表現力等を伸ばすために、知識及び技能を活用する学習を重視し、各教科等における説明・論述・討論等の言語活動を充実させ、授業改善を図る。
- ② ICT機器の活用を通して、児童の学習意欲を高め、個に応じて補充的・発展的な内容を取り上げる学習を充実させる。

イ 豊かな心の育成

「自分もみんなも大切にする」児童の育成をめざし、道徳教育、人権教育等あらゆる機会を通して客観的に自分を捉えるメタ認知力を育てるとともに、自己指導能力等を高める。

ウ 健やかな体の育成

日常的に運動に親しみ、運動を楽しむことのできる活動を通して、体力・運動能力の向上を図る。保健教育や食育の指導を通して、健康的な生活習慣を育成する。

エ 不登校児童への支援

不登校及び不登校傾向の児童の居場所づくり、学習支援体制、オンラインによる授業配信など、一人ひとりの状況に応じた支援や環境整備の充実を図る。

オ いじめ防止等の取組

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、学校の教育活動全体の中で人権感覚についての理解を深め、自他を大切にし、生命の尊重や公平公正な態度等の育成を図ることで、いじめ総合対策を効果的に実行する。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた指導を推進することを通して、好ましい人間関係の育成やコミュニケーションの基礎的能力を伸ばす。社会性や互いを認め、地域において共に生きようとする心情を育む。

キ 小中一貫教育の更なる充実【第七中学校グループ(第五小、第七小、山田小)】

第七中学校グループとしての共通目標(義務教育修了段階において育成すべき生徒像)を「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた生徒」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる児童・生徒」である。そのために、第五小、第七小、山田小と児童・生徒の小中合同・一体化を実装する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 各種学力調査の結果や学校評価アンケートの結果を踏まえ、四則計算や漢字学習など繰り返し指導をしたり、習熟度別指導を取り入れたりする等、指導方法や指導体制を工夫改善する。
- ② 全教科・各領域にわたり、学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動や、自分の考えを表現する活動を意図的・計画的に取り入れ、学習内容の確実な定着を図る。また、指導のねらいや内容に即した学習活動を展開し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- ③ 1人1台の学習用端末等の授業支援ツールを活かして、学習意欲及び学力の向上を図るため、指導の効果を高める。また、ICT機器を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」を推進し、学力向上を図る。
- ④ 教員のICT活用指導力を向上させるために、操作スキルに関するOJTを行ったり、授業での効果的な活用事例を共有したりする。
- ⑤ 高学年で教科担任制を実施するとともに、低・中学年でも一部交換授業や教科担任制を実施する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「自ら課題を設定し、必要な情報を収集・整理・分析して、表現する」という探究的な学習過程を展開し、教科横断的に、主体的に課題の追究に取り組むことができる力を身に付けるようにする。
- ② 「めじろ台町づくり協議会」の協力を得て「めじろ台テラス」を中心に、地域の人とつながる学習を行い、地域への理解と愛着をより深める。
- ③ 防災教育、キャリア教育、食育、郷土学習等に関わる地域の外部講師の招へいや地域訪問を行い、さまざまな人と関わる機会を通して、多様な生き方や考え方があることに気付き、互いに尊重し合いよりよい生き方を追究しようとする態度を養う。

ウ 特別活動

- ① 特別活動全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画のもと、各教科等との関連を図りながら、望ましい集団活動を工夫し、集団の一員としてよりよい学校生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- ② 児童会活動では、草取り集会、落ち葉拾い集会、花壇の手入れ等、勤労奉仕的な活動や、異学年交流としてペア学年との活動（スマイルタイム）を取り入れ、高学年のリーダーシップや責任感、思いやりや協調性、低学年の社会性は規範意識を醸成する。創造的で自主的な活動を充実させることにより、自己肯定感、自己有用感、自己効力感を高める。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画及び別葉を活用し、教育活動全体を通じた指導の充実を図る。
- ② 「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」の基盤となる道徳性を育み、いじめ問題への対応や発達段階に応じた道徳的価値の自覚を深めるために「考え、議論する道徳」の指導の充実を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。また、「道徳授業地区公開講座」等、家庭・地域と連携を図りながら人権意識、人権感覚を高めるようにする。
- ③ 重点内容項目である「親切、思いやり」「規則の尊重」の価値の理解や判断力を高め、責任ある言動の重要性について指導する。

(3) キャリア教育

- ① 第七中学校グループキャリア教育全体目標を「合同防災イベントを通じて、これからの社会を支える一員としての実践的な課題解決能力を育成する」と設定する。
- ② 第七中学校グループキャリア教育全体計画に基づき、地域との連携を図り、生活科・総合的な学習の時間を中心に教科横断的に実施する。地域の寺院や牧場、農家、老人クラブ等地域資源を活かして、自分ごととして課題を捉え、探究的に学習をすすめ、これからの社会を生き抜く力を育くむ。
- ③ はちおうじっ子キャリア・パスポートを活用し、目標の設定と振り返りを通して、自分の在り方を考え、新たな学習や生活への意欲に繋げたり、友だちの思いや成長を価値づけしたりできるようにする。
- ④ 学校運営協議会、消防署、日本赤十字社等と連携した、保護者・地域住民も参加できる防災体験教室を実施する。

(4) 特別支援教育

- ① 家庭や地域及び巡回指導教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携を図り、児童一人ひとりの教育的ニーズに即した合理的な配慮や環境調整などインクルーシブな教育を行う。また、校内研修や児童への理解教育などを通し、特別支援教育への理解を促進する。
- ② 校内委員会を週1回開催し、特別支援コーディネーターを中心に連携型個別指導計画や学校生活支援シートの有効活用を推進する。児童の状況を細やかに把握し、適切な支援を行っていく。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 自ら生活を向上させようとする態度、危険を予測し自分の身を守る力を育成するために、生活目標や月毎・学期毎の目標・「山田小のきまり」の意義の理解や見直しを児童の意見を反映し、主体的に取り組むことができるようにする。
- ② 家庭・地域社会との連携を密にして、セーフティ教室や薬物乱用防止教室、交通安全、情報モラル教育など、年間指導計画に基づいた安全・防災教育を推進する。
- ③ 児童を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないために、発達段階に応じて、「生命（いのち）の安全教育」を各学年各教科等に位置付け、実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめ防止対策推進法及び本校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応のための時間を毎週1回確保する。また、学校いじめ対策委員会を確実に機能させ、各アンケートの結果を活用するとともに、相談できる環境づくりを整える。全教職員でいじめに関する研修及び授業を年3回実施し、児童に安心・安全な学校生活を保障するため、組織的対応を徹底する。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の校長講話、ふれあい月間の取組、命の授業（第4学年）を通していじめ未然防止やその対応の充実を図る。動画を活用した授業を行い、「SOSの出し方教育」を実施する。適宜、「子ども見守りシート」を活用し、保護者との連携を強化する。
- ③ SNSに関するいじめの未然防止や適正なインターネット利用の推進のため、メディアリテラシー教育を実施する。「オンライン学習の心得」「タブレットを使う時の約束」「SNS山田小ルール」等を見直し、学校便り等で家庭・地域等に発信し、協力も得て指導する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心に、不登校傾向及び不登校児童に対し、オンラインによる面談や学習サポート、校内で安心して過ごせる居場所づくり等安定した登校につながるよう支援する。週1回の校内委員会の設定、放課後の楽しい学校の時間を設定、学校運営協議会の協力等組織的対応を行う。
- ② 市の巡回相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭センター等の関係諸機関近隣の保幼小中との連携により新たな不登校児童を生じさせないための取組を行う。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。朝の時間を活用して繰り返し取組み、卒業までに全問正解ができるようにする。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組（第七中学校グループ）

- （取組1）児童・生徒が合同で行う活動 小中合同あいさつ運動・合唱コンクール小中合同合唱に加え、学校部活動見学などを企画立案・実施する。
- （取組2）学力向上に向けた取組 はちおうじっ子ミニマム等から課題を明確にし、課題解決に向けて授業改善を図るとともにドリル型学習コンテンツを活用するなど、基礎学力の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- （取組3）生活指導等の諸情報の共有 中学校入学にあたっての生活指導上の情報や、情報活用能力系統表を活用した各発達段階の取組など諸情報を共有する。
- （取組4）地域と合同で行う活動の実施 年3回地域クリーン活動や美化植栽運動、漢字検定などを実施する。また、小中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して充実させる。

イ その他

- ① 語り部の会、保護者ボランティア等による毎月2回の読み聞かせ、毎週水曜日の朝読書、学期1回の読書旬間などの取組により学校と学校司書と保護者・地域が連携して、読書に親しむ姿勢と創造性、豊かな心を育む。また、学校図書館活用計画に基づいて読書への関心を高める
- ② 年3回地域クリーン活動やロードレース大会等地域主催の活動に参加した児童は、児童朝会で紹介したり、学校ホームページに掲載したりして価値付け、児童の参加を推進する。
- ③ 保・幼・小連携の日を年間3回以上実施して園児・児童情報の共有、教員の連携を深める。また、保・幼・小の架け橋期のカリキュラムを活用し児童と園児の交流を積極的に図り、発達を見通して豊かな人間性と社会性を育む。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

| 月 学年 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合 計 |
|---------|--|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 17 | 18 | 22 | 15 | 3 | 19 | 21 | 19 | 19 | 15 | 18 | 17 | 203 |
| 2 | 18 | 18 | 22 | 15 | 3 | 19 | 21 | 19 | 19 | 15 | 18 | 17 | 204 |
| 3 | 18 | 18 | 22 | 15 | 3 | 19 | 21 | 19 | 19 | 15 | 18 | 17 | 204 |
| 4 | 18 | 18 | 22 | 15 | 3 | 19 | 21 | 19 | 19 | 15 | 18 | 17 | 204 |
| 5 | 18 | 18 | 22 | 16 | 3 | 19 | 21 | 19 | 19 | 15 | 18 | 18 | 206 |
| 6 | 18 | 18 | 22 | 15 | 6 | 19 | 21 | 19 | 19 | 15 | 18 | 17 | 207 |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は1学期の始業式に参加しないため、授業日数を1日減。 ・第5学年は7月18日(土)に移動教室を実施するため、授業日数を1日増。 ・夏季休業日 7月23日(木)から8月26日(水)まで ・第6学年は8月20日(木)から8月22日(土)まで移動教室を実施するため、授業日数を3日増。 ・都民の日 10月1日(木)は、授業日とする。 ・第1、2、3、4学年は卒業式に参加しないため、授業日数を1日減。 ・第6学年は修了式に参加しないため、授業日数を1日減。 | | | | | | | | | | | | |

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

| 領 域 | | 学 年 | | | | | |
|-------------|-------|-----|-----|---------|----------|----------|----------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 各 教 科 | 国 語 | 306 | 315 | 245 | 245 | 175 | 175 |
| | 社 会 | | | 70 | 90 | 100 | 105 |
| | 算 数 | 136 | 175 | 175 | 175 | 175 | 175 |
| | 理 科 | | | 90 | 105 | 105 | 105 |
| | 生 活 | 102 | 105 | | | | |
| | 音 楽 | 68 | 70 | 60 | 60 | 50 | 50 |
| | 図画工作 | 68 | 70 | 60 | 60 | 50 | 50 |
| | 家 庭 | | | | | 60 | 55 |
| | 体 育 | 102 | 105 | 105 | 105 | 90 | 90 |
| | 外 国 語 | | | | | 70 | 70 |
| | 小 計 | 782 | 840 | 805 | 840 | 875 | 875 |
| 特別の教科 道徳 | | 34 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 外国語活動 | | | | 35 | 35 | | |
| 総合的な学習の時間 | | | | 70(10) | 70(10) | 70(10) | 70(10) |
| 特別活動(学級活動) | | 34 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 総 計 | | 850 | 910 | 980(10) | 1015(10) | 1015(10) | 1015(10) |

備 考

ア その他の授業時数

| 区分 | | 学年 | | | | | |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 児童会 活動 | 児童会集会活動 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 委員会活動 | | | | | 11 | 11 |
| クラブ活動 | | | | | 18 2/3 | 18 2/3 | 18 2/3 |
| 学校行事 | | 31 2/3 | 29 2/3 | 33 2/3 | 33 1/3 | 53 | 70 |
| 学級・学年裁量の時間 | | 18 1/3 | 8 | 4 | 3 | 3 | 4 |

イ 1 単位時間

- ・1 単位時間は、45分とする。
- ・クラブ活動の1 単位時間は60分間で、年間に14回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・第1 学年は2月17日小中一貫教育の日のため、1時間増加する。
- ・第3 学年は2月12日クラブ見学のため、1時間増加する。
- ・第5 学年は7月17日移動教室のため、2時間増加する。
- ・第6 学年は5月20日こころの劇場のため、1時間増加する。
- ・第6 学年は7月8日部活動見学のため、1時間増加する。
- ・第6 学年は10月16日運動会前日準備のため、1時間増加する。
- ・第6 学年は11月6日第七中学校の合唱コンクール参観ため、2時間増加する。
- ・短い時間を活用した教科等指導を実施する。

第1 学年 毎週火曜日 1 回15分計24回 算数8時間

第3、5 学年 毎週火曜日 1 回15分計30回 算数10時間

第2、4、6 学年 毎週金曜日 1 回15分計30回 算数10時間

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・夏季休業中に第3 学年から第6 学年は各学年10時間、総合的な学習の時間を位置付ける。
- ・学習内容は郷土学習（調査活動）とする。
第3 学年「蚕について学ぼう」
第4 学年「山田クリーン大作戦」
第5 学年「八ヶ岳について知ろう」（八王子市の特色と比較させる）
第6 学年「日光について知ろう」（八王子市の特色と比較させる）

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・毎週、水曜日の8時25分から8時40分までを全校一斉朝読書の時間と設定し、担任・図書ボランティアによる読み聞かせを行う。

カ その他

- ・第1、2 学年は学級・学年裁量の時間に、年間5時間、外国語活動を実施する。



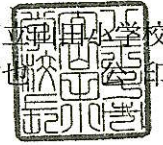
第5号の1表

7八山小発第66号

令和8年2月12日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立八山小学校
校長名 橋本 哲也



令和8年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を踏まえ、以下の教育目標を設定する。

- (1) 人権尊重の精神に基づき、児童一人ひとりの個性を大切にして、豊かな人間性を育てる。
- (2) 児童が自らの課題を認識し、その課題の改善に取り組み、生きがいをもって充実した生活を送るために必要な集団適応能力等の社会性を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 巡回指導教員と在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター等との連携により、指導の充実を図る。
- (2) 保護者とともに作成した学校生活支援シートの活用により、児童一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行う。
- (3) 特別支援教室専門員による校内における連絡・調整や、巡回指導教員との連絡・調整を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。

3 指導の重点

- (1) 豊かな人間関係を築き上げていくため、基礎となるコミュニケーション能力の向上を図る。
- (2) 適切な社会参加のための態度を身に付けるため、児童一人ひとりの実態に応じて小集団によるコミュニケーションの場を設定したり、個別指導においてソーシャルスキルトレーニングを行ったりする。
- (3) バランス感覚・リズム感覚を中心とした運動・感覚機能を高め、日常生活や学習活動の基礎となる力の定着を図る。
- (4) 意欲的な学習参加に結び付けるため、自己肯定感の向上を図る。

4 その他の配慮事項

- (1) 週1回、1～2時間の指導(自立活動)を基本とするが、児童の適応状態および実態により、小集団指導と個別指導の時間配分の調整を行う。
- (2) 巡回指導教員、在籍学級担任、家庭の三者で連絡帳をやり取りし、連携を密にする。
- (3) 巡回指導教員による校内研修や児童への理解教育を実施し、特別支援教育への理解を促進する。